

令和2年第1回東広島市議会定例会について

1 会 期

令和2年2月12日（水）から3月18日（水）まで（36日間）

2 代表質問・一般質問

(1) 日 程

令和2年2月28日（金）から3月3日（火）まで

(2) 質問者、質問項目（教育委員会関係）

別紙のとおり

3 議案（教育委員会関係）

(1) 報告事項

ア 専決処分の報告について

(2) 議案

ア 請負契約の締結について（八本松小学校グラウンド造成工事）

イ 財産の取得について（八本松市民グラウンドの用に供する土地）

ウ 東広島市市民体育施設設置及び管理条例の一部改正について

エ 東広島市コミュニティスポーツ広場設置及び管理条例の一部改正について

オ 新東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

カ 東広島市文化振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について

キ 第五次東広島市総合計画の策定について

ク 令和元年度東広島市一般会計補正予算（第5号）

ケ 令和2年度東広島市一般会計当初予算

令和2年第1回東広島市議会 教育委員会関係代表質問・一般質問

会派	質問者	質問項目	担当	答弁者
清新の会	北林議員	2 第五次東広島市総合計画を踏まえた新年度事業について (3) 「人づくり」を進める事業について ア 学校運営の支援と教育内容の充実について	指導課 生涯学習課	教育長
		イ 理科系教育分野等の教育内容の充実について	指導課 政策推進監	
		ウ 学校教育施設・生涯学習施設の環境設備について	教育総務課 生涯学習課	
創生会	岩崎議員	1 第五次東広島市総合計画について (3) 特別なニーズに対応した教育の充実	指導課	教育長
		(4) 健康づくりに対する関心の向上について	生涯学習課 都市部 健康福祉部	生涯学習部長
		3 東広島市スポーツ推進計画について (1) 本市の目指すべき将来像について ア 以前の計画との変更点、アンケート結果からの展望 イ スポーツ振興にはどのようなことが必要か ウ 幼児期からの運動、競技スポーツの振興及び障害者スポーツの促進に必要な指導者と施設の充実について エ スポーツ観戦についての考えを問う	スポーツ振興課 指導課	生涯学習部長
		4 地域活性化における小規模高等学校の活用策について (1) 小規模高等学校による地域の活性化について ア 賀茂北高等学校などの小規模高等学校は、地域の活性化に必要不可欠と考えるが、市としての見解を問う	政策企画部 教育総務課	政策企画部長
創志会	岡田議員	1 選ばれる都市の実現に向けた取り組みについて (9) 青少年の健やかな成長を支える環境の形成について ア 教育現場における本市のいじめの状況について	青少年育成課	教育長
公明党	竹川議員	1 新年度予算について (2) 第五次総合計画とSDGsについて ウ 広く社会で活躍でき、主体性と創造性を持つ人づくりについて	指導課 政策企画部	教育長
令和会	田坂議員	1 新年度予算について (3) 公共施設の有効活用について	教育総務課 生涯学習課 スポーツ振興課	財務部長
日本共産党	谷議員	1 次期東広島市総合計画について (2) 未来の投資を次の世代に回すことについて ア 住民要望の多い子どもの医療費・給食費の無償化を求めることについて	こども未来部 学事課	こども未来部長
		イ 小中一貫教育を推進すると子どもの集約化につながる。今まで通り小学校・中学校別々に子どもひとりひとりに手厚い教育が受けられるよう、教員の非正規雇用から正規雇用化を求めることについて、市の見解を問う。	学事課	教育長
		2 ジェンダー平等の社会について (1) 多様な性への東広島市の対応が出来ているのか イ 多目的トイレの現状と課題について	教育総務課	学校教育部長
		(2) 性と生殖の健康と権利について ウ 学業途上の妊娠への対応について	指導課 こども家庭課	教育長

答弁内容（令和2年第1回定例会）

- 質問者 北林議員 ■担当 学校教育部・生涯学習部
■質問事項 2 第五次東広島市総合計画を踏まえた新年度事業について
(3)「人づくり」を進める事業について
ア 学校運営の支援と教育内容の充実について
イ 理科系教育分野等の教育内容の充実について

■質問要旨

ア 学校司書の配置は、中学校は従来どおり14名、小学校は前年度比2名増の11名とするとのことだが、もう少しスピーディーに司書の増員ができないものかと考える。そこで教育委員会が示した目標配置人数は何年度までに達成するのか伺う。

併せて、1校1人以上の司書配置について可能性があるのか伺う。

また、市立図書館との連携の現状について、どのような認識を持っているのか伺う。

イ 新学習指導要領によるプログラミング教育への対応として、新年度予算ではプログラミング体験器具の配備が計上されているのみで、新聞記事には教える側の準備不足や今後の成り行きへの不安が掲載されていた。

本市は身近に大学や研究機関が立地している環境にあることから、このような機関から知恵を借りることも得策ではないか。そこで、これからのプログラミング教育における大学・研究機関との連携について、具体的内容を問う。

●答弁

まず、「学校運営の支援と教育内容の充実」について、学校司書の増員についてでございます。

本市の学校司書の目標配置人数についてでございますが、文部科学省が平成29年度から令和3年度までの計画として示している「学校図書館図書整備等5か年計画」には、「小・中学校に学校司書をおおむね1.5校に1名程度配置する」という目標が掲げられていることから、本市の状況としては、小・中学校合わせて32名程度の配置を目指しているところでございます。

新年度予算では、小学校における学校司書を9名から2名増の11名配置する予定であり、ご質問の1校に1人以上の配置の可能性については、令和4年度以降の国の計画を確認して考えてまいります。

市立図書館との連携の現状でございますが、現在、市立図書館におきましては、学校図書館への支援窓口として、中央図書館に学校図書館支援センターを設置し、専任1名、兼任2名のスタッフが、学校への調べ学習用の図書セット貸出や学校司書からの選書相談、運営相談への対応などを行っております。

また、年5回開催しております学校司書連絡会議へ学校図書館支援センタースタッフが出席し、学校司書に対して学校図書館の環境整備充実のための助言などを行っております。

今後、市立図書館と学校司書との連携によるさまざまな取組みにより、学校図書館の読書センター機能、学習・情報センター機能の充実が図られるものと認識しております。

次に、「理科系教育分野等の教育内容の充実」の中の「新学習指導要領によるプログラミング教育への対応」についてご答弁申し上げます。

来年度から、小学校の新学習指導要領においては、情報活用能力の育成を図るため、児童がプログラミングを体験しながら、コンピューターに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動として、プログラミング教育が導入されます。

そこで、本市では、これまでに、「スクラッチ」という代表的な「プログラミング教育用学習ソフト」を全校のパソコン教室のパソコン及び教職員用のパソコンにインストールし、ICT環境の整備を行ってまいりました。

このことに加え、文部科学省作成の「プログラミング教育の概要」や基本的な操作等を学ぶための研

答弁内容（令和2年第1回定例会）

修教材を用いた校内研修を今年度中に市内全ての小学校が実施し、準備を進めているところでございます。

ご指摘いただきましたプログラミング教育における大学・研究機関との連携につきましては、文部科学省から出されております「プログラミング教育の手引き」の中で、その有効性について、示されております。

このことを踏まえ、本市といたしましても、本年度から実施しております「科学の芽育成講座」の中で、近畿大学と連携したプログラミングの講座を設け、小学校算数科における実践を行っております。この講座では、算数の文章問題に示された複数の条件から、人工知能がどのように答えを導き出すかについて学び、その過程において、プログラミングを体験する活動が設定されておりました。その際には、教員も子どもたちと一緒にプログラミングを体験したり、理論的な話を聞いたりするなどしております。

今後も、現在行っております「科学の芽育成講座」のさらなる充実を図り、議員ご提案の本市の大学や研究機関から知恵を借りたり、企業等の出前講座等も活用したりしながら、プログラミング教育を始めとした理科系教育分野等の教育内容の充実に向けてまいります。

答弁内容（令和2年第1回定例会）

- 質問者 北林議員 ■担当 学校教育部・生涯学習部
■質問事項 2 第五次東広島市総合計画を踏まえた新年度事業について
(3)「人づくり」を進める事業について
ウ 学校教育施設・生涯学習施設の環境整備について

■質問要旨

今年度、向陽中学校の大規模改修が始まり、やっと本腰で小中学校の補修・改修に取り組むことができるようになったと認識している。しかしながら、「東広島市公共施設の適正配置に係る実施計画」には、計画的な維持補修を行い、長寿命化を図るとしか記載がない。今後の小中学校の維持補修について、どのような対応をしていくのか伺う。

一方、生涯学習施設については、施設長期修繕計画を策定し、取り組んでいくと思うが、計画期間はどの程度予定しているのか伺う。また、対象施設は比較的大規模なものが多いが、補修について、どのように対応していくのか伺う。

加えて、生涯学習施設の多くは高齢者の使用割合が多いことから、トイレの洋式化は必須であり、第一に取り組むべき課題と考える。トイレの洋式化に対する考え方を伺う。

●答弁

まず、学校教育施設の環境整備といたしましては、これまでは校舎等の耐震化を優先的に進める必要があり、老朽改修の取り組みは困難な状況でしたが、平成29年度で小中学校の耐震化は完了いたしました。

これにより、中断していた老朽改修を目的とした大規模改造工事が出来るようになり、現在、向陽中学校の校舎及び屋内運動場につきまして、今年度と来年度の2か年事業で実施しており、来年度には、志和中学校の校舎につきましても、小中学校一体型施設の整備事業に合わせて、大規模改造工事に着手する予定としております。

しかしながら、本市の学校教育施設の状況を見ても、床面積が200㎡以上の校舎及び屋内運動場の棟数は、約170棟でございますが、このうち建築後30年以上経過し、かつ、これまで大規模改造工事を実施していないものは、81棟となっております。これらは既に改修の時期を迎えており、財政負担を勘案しながら、早急に改修計画を策定していく必要があります。

このような状況は全国的に見ても同様で、国も各自治体に対して、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を目的とした「長寿命化計画」の策定を求めています。

この長寿命化計画につきましては、各学校教育施設の老朽化状況を調査・把握し、今後の維持・更新コストの把握、改修の優先順位等の検討を行うこととしており、本市でも令和2年度中に計画策定することとし、現在はその業務委託の契約手続きを進めているところでございます。

次に、生涯学習施設の環境整備についてでございますが、本市の生涯学習施設には、文化ホールや図書館、美術館など、規模が比較的大きく、設備が特殊な施設があり、このような施設では、一旦故障や不具合などが生じると、修繕のため施設の利用停止が長期間に及ぶ場合がございます。

また、1年前から利用申し込みを受付けている施設もありますことから、大規模修繕を行う際は、早目に工期の見通しを立て、利用者に周知し、利用者への影響を最小限に抑える必要があります。

このほか、複数の大規模修繕が同時期に重なる可能性があるため、年度毎の修繕費を平準化できるよう留意しなければなりません。

こうしたことから、先程申しました学校教育施設の「長寿命化計画」と同様に、生涯学習施設におきましても、計画的な施設の保全管理及びトータルコストの縮減を行う必要があります。令和2年度に生涯学習施設の長期修繕計画を策定する予定でございます。計画期間につきましては、設備機器などの法定耐

答弁内容（令和2年第1回定例会）

用年数やメンテナンスサイクルを考慮し、20年程度を見込んでおります。

生涯学習施設のトイレ洋式化につきましては、生涯学習センター4施設において、洋式化率が平成29年度38.8%であったものを、令和2年度には50%以上となるよう準備を進めているところであり、今後とも、施設の利用実態や利用者のニーズに応じて順次トイレの洋式化に取り組んでまいります。

答弁内容（令和2年第1回定例会）

■質問者 岩崎議員 ■担当 学校教育部
■質問事項 1 第五次東広島市総合計画について
(3) 特別なニーズに対応した教育の充実

■質問要旨

本市において留学生や就労者の子供が多く就学している現状があり、帰国、外国人児童生徒に対するきめ細やかな支援体制が必要であると考えますが、小中学校の教育現場において、日本語指導が必要な児童生徒の現状と具体的な実施体制について伺う。

また、大学や国際プラザ等の機関と連携して日本語サポーターの派遣や通訳・メンタルサポーターの派遣を行うなど、外国人児童生徒の教育支援において、教育現場での教職員の負担軽減を図るといった考えはないのか、市の所見を伺う。

●答弁

議員ご指摘のとおり、令和元年5月1日現在の本市における外国人児童生徒数は小学校192名、中学校65名の計257名であり、5年前と比べ、約2倍に増加しております。そのうち、日本語指導が必要な児童生徒は、小学校で約6割、中学校で約3割を占めているという実態がございます。

こうした状況への対応といたしまして、現在市内小学校6校に日本語指導学級を設置しており、各校10名～30名程度の外国人児童が日本語指導を受けております。これらの児童は、週に5時間程度日本語指導学級で日本語を学習し、通常は在籍学級において教科等の指導を受けております。

また、在籍人数が少ない学校では日本語指導学級の設置はありませんが、非常勤講師を配置し、週に5～8時間程度、別室で日本語指導が受けられるよう措置をしております。

次に、大学・専門機関との連携による取組についてでございます。日本語指導や支援体制の充実を図るためには、大学や専門機関との連携が大変重要となっております。

現在も、広島大学との連携の中で、日本語指導のサポート役として、学生ボランティアの派遣をする等の協力をしていただいております。また、来年度は、市内小学校1校を拠点校として設置し、広島大学の教授等を招聘し、専門的見地から日本語指導の方法や内容等について指導助言をいただくことを計画しております。このことにより、日本語教育の指導法の確立を図り、教員の指導への負担を軽減していきたいと考えております。

また、行政が大学に協力し、留学生に日本の教育システムを周知すること等を通して、留学生の子どもたちをスムーズに就学させ、日本の学校生活に馴染むことができるようにしたいと考えております。

本市といたしましては、拠点校を中心とした取組内容を他校に普及することで、外国人児童生徒の不安感や学校教職員の指導への負担感を軽減してまいりたいと考えております。

答弁内容（令和2年第1回定例会）

- 質問者 岩崎議員 ■担当 生涯学習部・都市部・健康福祉部
■質問事項 1 第五次東広島市総合計画について
(4) 健康づくりに対する関心の向上について

■質問要旨

高齢者の健康寿命の延伸は必要不可欠であり、本市においては、40歳以上を対象に元気輝きポイント制度が創設され、65歳以上は、介護予防や健康づくり活動もポイントの対象となっている。対象の活動の内、いきいき健康づくり施設の利用について、ポイント付与の対象が65歳以上にもかかわらず、河内パークゴルフ場や福富パークゴルフ場等の使用料の減免対象が70歳以上となっており、利用者に混乱が生じている。市民のスポーツを推進するうえで、施設利用料の減免制度を65歳以上に拡充する必要があると考えるが、市としての見解を問う。

また、いきいき健康づくり施設として、運動公園も指定されており、同様の状況であるならば、改善が必要であると思うが、市の見解を問う。

●答弁

始めに、「健康づくりに対する関心の向上について」でございます。

元気輝きポイント制度ですが、市民の健康寿命の延伸を目指して、高齢者を中心とした健康づくり、介護予防活動や地域でのボランティア活動を推進することを目的として今年度創設したものでございます。これは1年間取り組んだ活動のポイントにより報奨金を支給する制度で40歳以上の市民の方を対象としており、65歳以上の方は、介護予防等活動に参加した場合にもポイントを付与することとしております。現在、この介護予防活動等には、市が指定する「いきいき健康づくり施設」を個人利用される場合に、一回につき10ポイントを付与することとしております。

この「いきいき健康づくり施設」の中で高齢者を対象とした減免制度を行っている施設は、河内・福富パークゴルフ場の2施設だけであり、河内パークゴルフ場については平成8年9月から、福富パークゴルフ場については平成22年9月から、どちらも70歳以上の方が利用された場合には、ポイント付与に併せて利用料の半額を減免しています。この減免年齢を70歳以上としておりますのは、旧町時代の制度を引き継いだものであり、また、パークゴルフが高齢者の方が比較的参加しやすいスポーツであることからによるものでございます。したがって、減免年齢につきましては、引続き「70歳以上」として、今後も多くの方にパークゴルフを楽しんでいただきたいと思います。

この他にも、「いきいき健康づくり施設」として東広島運動公園、黒瀬屋内プール、安芸津B&G海洋センタープールなどがございますが、高齢者の減免の制度は設けておりません。

答弁内容（令和2年第1回定例会）

■質問者 岩崎議員 ■担当 生涯学習部・学校教育部
■質問事項 3 東広島市スポーツ推進計画について

（1）本市の目指すべき将来像について

- ア 以前の計画との変更点、アンケート結果からの展望
- イ スポーツ振興にはどのようなことが必要か
- ウ 幼児期からの運動、競技スポーツの振興及び障害者スポーツの促進に必要な指導者と施設の充実について
- エ スポーツ観戦についての考えを問う。

■質問要旨

ア スポーツ推進計画について、以前の計画から大きく変わった点を伺う。

また、策定時のアンケート調査の結果により、市民ニーズも含めどのようなことが見えてきたのか伺う。

イ 現代社会の多様化するライフスタイルの中で、健康寿命を考える上では、時間や場所の制限を受けながらも、スポーツに触れる機会を創出する必要があると考えるが、市の考えを伺う。

ウ 幼児期からスポーツに親しむ運動や競技スポーツの振興、障害者スポーツの促進等を行うためには、専門的な技術、知識を持った指導者や、専用の器具を含めた施設が必要であると考え、本市におけるそれらの充実度について伺う。

エ スポーツ観戦は健康寿命や競技人口の拡大に影響を与えると思う。他市に出向かなくてもプロスポーツが観戦でき、その競技をより身近に感じることが出来るとしたら、スポーツ振興に対する市民の意識も良い方向に向くのではないかと考えるが、市の所見を伺う。

●答弁

まず、平成29年3月に策定したスポーツ推進計画について、以前の計画との変更点についてでございます。

平成19年3月に策定した以前の東広島市スポーツ振興計画では「いつでも、どこでも、だれもが楽しめる生涯スポーツ社会の実現」を基本理念に掲げておりましたが、現計画におきましては「スポーツで地域を創るまち東広島」を基本理念に掲げ、前計画の基本理念で掲げていました「いつでも、どこでも、だれでも」に、新たに「スポーツで地域づくり」の視点を加えたものを現計画の基本的な方向性として整理しているところでございます。

今回のご質問であります「いつでも、どこでも、だれでも」に関連する取組の中で、以前の計画から大きく変更した点につきましては2点ございます。

まず1点目に、前計画では「青少年のスポーツの充実」を推進項目に挙げておりましたが、現計画では「幼児期からの運動・スポーツの推進」「高齢者の運動習慣づくり」「市民のライフステージにあわせたスポーツの促進」などを推進施策に掲げ、全世代にわたってスポーツを推進する施策として位置づけているところでございます。

次に2点目としまして、障害のある人自身の健康維持・増進や、地域の障害のある人への理解促進に向けて、「障害のある人のスポーツ促進」という施策を新たに加えたところでございます。

この現計画の策定時に行ったアンケート調査では、運動やスポーツに対し、すること・見ることを含め「好き」と回答した人は約9割を占め、スポーツへの市民の関心の高さが伺えるものの、現在スポーツをしていない人のうち、今後スポーツを始めたい人は約4割にとどまっているところでございます。

また、運動・スポーツをしている目的として「健康・体力づくりのため」が7割強で最も高く、具体的に取り組んでいる運動・スポーツは、「ウォーキング・散歩」が突出して多く、続いて「ラジオ体操、太極拳などの体操」「釣り、登山などのアウトドア」が上位を占め、今後取り組みたい運動・スポーツも同様でございました。

答弁内容（令和2年第1回定例会）

次に「スポーツ振興にはどのようなことが必要か」につきましては、このアンケートにおいて「将来、東広島市のスポーツ振興に関して重要と思うこと」について尋ねており、「身近なところで、気軽に使える公共施設を整備する」や「スポーツ施設や気軽に参加できるスポーツ行事・教室の情報提供を積極的に行う」という回答が多くあったところでございます。

このため、本市といたしましては、スポーツに関する情報提供に努めるだけでなく、地域づくり推進交付金を介して住民自治協議会にスポーツを活用した交流会やウォーキングイベント等の実施をお願いするとともに、スポーツ推進委員による指導やコミュニティ健康運動パートナーによる参加の働きかけなど、身近な地域で参加しやすいスポーツの普及に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に「幼児期からの運動、競技スポーツの振興及び障害者スポーツの促進に必要な指導者と施設の充実度について」でございます。

幼児期からの遊びを通して、楽しみながら体を動かし、多様な動きの獲得や運動習慣の基盤を培うことは、とても重要であると捉えております。そこで本市では、令和2年度から、市内の幼稚園・保育所・小学校が連携して行う取組の一つとして、「コーディネーショントレーニング」の導入を考えており、これは脳神経系の機能を刺激し、身体の動きをコントロールできるようにするための取組であり、そのための指導者研修会を実施し、各園・所において展開してまいりたいと考えております。

次に競技スポーツの指導者の充実につきましては、東広島市体育協会への助成を通じて各加盟団体による講習会等の指導者養成を支援しているところでございます。

本市では、バレーボール、駅伝、スナッグゴルフなど、全国大会でも上位入賞と活躍するチームも生まれており、これらは、選手だけでなく指導者の皆様の熱意と指導力によるところが大きいものと考えております。

障害者スポーツの促進につきましては、市内にある広島県障害者スポーツ協会と連携し、本市スポーツ推進委員が「広島県障害者スポーツ協会 スポーツ体験会」に参加し、パラリンピック競技の技術などの習得にも取り組んでいるところでございます。

次に、器具を含めた施設の充実度についてですが、市で管理しているグラウンド、体育館、プールや、パークゴルフ場などの、それぞれの施設において一般的なスポーツに対応できる器具を整備しているところです。

障害者が使用する専用器具については、以前、黒瀬屋内プールにプール用車いすの要望に応え整備した事例もありますとおり、具体的な要望に応じて広島県障害者リハビリテーションセンターの「スポーツ交流センターおりづる」などと連携して取り組んでいきたいと考えております。

次に「スポーツ観戦についての考えを問う」についてでございます。

議員ご指摘のとおり、プロスポーツをはじめとしたトップアスリートの試合を直接観戦することは、その競技の迫力を身近に感じられるだけでなく、大きな感動や活力がもたらされ、市民のスポーツに対する意識が高まり、ひいては競技人口の拡大等に好影響を与えるものと考えております。

現在、本市の運動公園では、東広島市体育協会加盟団体に関わる中で、プロバスケットボールの試合

答弁内容（令和2年第1回定例会）

や、バレーボールのトップリーグの試合が行われ、多くの市民が観戦しているところでございます。

また、プロバスケットボールの広島ドラゴンフライズの合宿を誘致し、練習見学の場を設けるだけでなく、プロ選手が小学校を訪問し、スポーツ指導や挫折への向き合い方などの講義等を行い、スポーツへの関心や意欲の向上を図っているところでございます。

おりしも、今年、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催年であり、来年度におきましては、引き続きメキシコオリンピック選手団の事前合宿の受入や、オリンピック聖火リレー、パラリンピック聖火採火式の実施を予定しているところでございます。

こうしたオリンピック・パラリンピックの機運盛り上げにも寄与する中で、市民がスポーツに親しむきっかけづくりに努めてまいりたいと考えております。

答弁内容（令和2年第1回定例会）

■質問者 岩崎議員 ■担当 政策企画部・学校教育部
■質問事項 4 地域活性化における小規模高等学校の活用策について

（1）小規模高等学校による地域の活性化について

ア 賀茂北高等学校などの小規模高等学校は、地域の活性化には必要不可欠であると考えているが、市としての見解を伺う。

■質問要旨

これまでの総合計画や行政施策のうち、人づくり、まちづくりを進める上で、教育行政は大きな役割を担っている。その中で、保育所・幼稚園・小学校・中学校や大学については活用や連携等の記述が多くあり、様々な施策も実施されているが、義務教育課程と大学との間で重要な位置にある高校については、ほとんど触れられていない。

学園都市・学術研究都市をまちづくりの理念に据え、取組を進めるのであれば、市内高校を計画や施策の中に組み込む必要があり、その中でも、過疎化が進行している周辺部の高校は、所在地域に根付いた特色ある活動を通して必要不可欠な存在となっていると考えているが、市の見解を伺う。

●答弁

一昨年の第3回定例会におきまして、一部ご答弁申し上げたところでございますが、本市には7校の県立高等学校を含む9校の高等学校がございます。

各校は、地域社会の担い手となる生徒の育成だけでなく、それぞれの特色を活かし、課外活動を含む様々な学校行事を通じて地域に活力をもたらすなど、いずれの地域においても重要な役割を果たしているものと認識しております。

特に、周辺地域において人口の減少が進む中で、賀茂北高等学校をはじめとする小規模高等学校は、地域における教育面のみならず、中山間地域の活性化や地域振興という面におきましても、欠かせない存在であると認識しております。

その上で、賀茂北高等学校活性化地域協議会において、生徒に対する学習支援を強化していくことの重要性について議論され、その結果として、次年度の事業といたしまして、同校の支援団体が、学習指導と自学自習の場を設置運営していくこととされました。

併せて、行政からの支援を求められましたことから、第五次東広島市総合計画の「人づくり」にかかる施策の中で、その初期整備費用の一部を補助する予算をご提案しているところでございます。

また、「活力づくり」の施策において、新たに「高等学校の魅力創出につながる取組みの支援」を掲げ、次年度の事業といたしまして、高校生を含む若者の声を市政に反映させるための意見を聞く機会につきまして、事業化のための予算をご提案しております。

このように、高等学校を支える地域の皆様や、高校生を含む若者のご意見を伺いながら、まちづくりへの展開を図る機会を充実させていくことで、周辺地域の活性化にもつなげてまいりたいと考えております。

答弁内容（令和2年第1回定例会）

- 質問者 岡田議員 ■担当 学校教育部
- 質問事項 1 選ばれる都市の実現に向けた取り組みについて
(9) 青少年の健やかな成長を支える環境の形成について
ア 教育現場における本市のいじめの状況について

■質問要旨

全国的に、児童生徒のみならず、教師を含めたいじめ問題が増加傾向にあるが、本市でのいじめの状況を伺う。併せて、学校だけで、あるいはマニュアルでの対応ができなくなっているケースなどがあれば伺う。

また、総合計画で示されている青少年の健全育成を支える環境づくりでは、具体的にどのような取り組みをするのか伺う。

●答弁

最初に「本市でのいじめの状況について」でございます。

いじめを背景とした生命や心身に重大な危険が生じた事案が社会問題化する中、平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行されました。本市では、同法に基づき、平成26年8月に「東広島市いじめ防止基本方針」を策定し、それに基づいて各校の実状を踏まえながら市内全ての学校毎に「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等を推進しております。

近年のいじめの認知件数につきましては、平成26年度は小中学校合計で50件でしたが、その後、毎年増え続け、平成30年度は235件と4.7倍に増加し、昨年度は過去最多となっております。

これは、いじめ防止対策推進法で示されたいじめの定義に基づき、小学校低学年の悪口の言い合いなど、これまで児童同士のトラブルとして扱っていたような些細な事案も、いじめとして積極的に認知し対応した結果であると認識しております。些細な事案もいじめとして認知し対応することで、深刻な状況になる前の対応や早期改善につなげております。また、市内において教師が加害又は被害となるいじめ事案の報告はなく、その様な実態はないと認識しております。

次に、「学校だけで、あるいはマニュアルでの対応ができなくなっているケースについて」でございます。学校だけでの対応が困難なケースには、被害又は加害児童生徒の保護者が学校の説明に納得せず協力が得られにくいケースやネットいじめ等加害児童生徒の特定が困難な事案が生起したケースがございます。そういった場合には、スクールカウンセラーや心のサポーターが第三者的な立場でカウンセリングを行ったり、スクールソーシャルワーカーの派遣で、学校と家庭及び関係機関との橋渡しを行ったりしております。また、被害児童生徒の保護者が被害届を提出され警察と連携するケースもございます。現在のマニュアルでは、SNS等を介したいじめなどについて、対応の難しい面もあることから見直しを検討しているところでございます。

次に、「青少年の健全育成を支える環境づくりの具体的な取り組みについて」でございます。いじめは人間として絶対に許されない行為であり、「どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切であります。そのために各校の「学校いじめ防止基本方針」を適宜より実効性のあるものに見直しを行うなど、いじめ防止等の組織的な対策等をさらに推進してまいります。

特に環境づくりといたしましては、いじめには、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があることから、児童生徒自身が自律して、自分たちでいじめのない学校を目指して取り組んでいくことも重要であり、児童会・生徒会が中心となっていじめ防止の活動を行う等の児童生徒の主体的な

答弁内容（令和2年第1回定例会）

活動を支援してきたところです。今後も、児童生徒一人一人の具体的な行動につながる活動になるよう、さらに活動を充実させてまいります。

また、いじめの早期発見・早期対応のために、定期的、計画的なアンケート調査や個人面談を進めるとともに、いじめ発見のきっかけが本人及び当該児童生徒の保護者からの訴えが6割近くを占めることから、学校以外の児童青少年センターの総合相談室などの相談窓口について広報に努め、広く青少年や保護者も相談しやすい体制づくりを推進してまいります。

今後、全ての児童生徒が自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、いじめ問題に取り組み青少年の健やかな成長を支える環境づくりの充実を図ってまいります。

答弁内容（令和２年第１回定例会）

- 質問者 竹川議員 ■担当 学校教育部・政策企画部
■質問事項 1 新年度予算について
(2) 第五次東広島市総合計画とSDGsについて
ウ 広く社会で活躍でき、主体性と創造性を持つ人づくりについて

■質問要旨

本市から優れた人材の輩出をするには、粘り強く人と大学や企業と結び付けながら時間をかけて着実に進めていかなければならないと考えるが、具体的な取り組みについて伺う。

●答弁

文部科学省では、学校教育としてSDGsが目指す社会の担い手づくりについて、持続可能な開発のための教育、ESDとしております。そして、新学習指導要領においても、絶え間ない技術革新が進む中で、一人一人が持続可能な社会の担い手として、個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待されています。

そこで、教育委員会では、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成する事業を推進しております。その事業の一つとして、今年度から、「科学の芽育成講座」を行っております。この講座では、大学や企業、研究機関が有する専門的な知識や技術を活用した体験的な出前授業を実施することで、児童生徒の理数学習に対する興味・関心を高め、理数好きな子どもの育成を図ることを目的としております。講座実施にあたりましては、大学や企業と連携を図り、内容等について協議を行い、講座を決定いたしました。

今年度は、広島大学、近畿大学、広島国際大学や企業が、合わせて27の講座を準備し、小中学校の児童・生徒1,580人が受講いたしました。アンケートによると、受講した児童・生徒の90.5%が、講座を通して理科や算数・数学について興味・関心が高まったと回答しております。

その他、大学との連携事業として、今年度から「中学生キャンパス体験学習」を行っております。この事業の目的は、「中学生の学びに対する知的好奇心を高め、主体的に自らの進路を考え、目的意識をもって進路選択を行えるようにする」こととございます。今年度は、333人の中学生が、広島大学、近畿大学、広島国際大学で体験学習を行いました。体験学習の内容は、施設見学、講義体験、学生等とのふれ合いであり、体験学習を終えた中学生は、「学んだことを将来に役立てることができる。」「いつか大学で学びたい。」「学びたいという気持ちが強くなった。」等の感想を書いております。

「科学の芽育成講座」及び「中学生キャンパス体験学習」は、今年度に入ってから仕組みを整えたものであり、夏頃からのスタートであったため、計画的に実施することが難しい学校もございました。来年度の事業実施に向けて、多くの学校の児童・生徒が参加できるように早目に働きかけを行ってまいります。

また、来年度から行う新規事業といたしまして、「めざせ！未来のノーベル賞・科学の芽成長プロジェクト」の実施を計画しております。

このプロジェクトは、科学に興味・関心の高い児童・生徒が、大学等と連携しながら実験や観察を行い、理数能力の向上や創造性の育成を図り、ひいては、本市から優れた人材の輩出を期待した事業とございます。この事業では、科学に対する興味・関心を親子で一緒に高めることができる講座を始め、チームで研究を実施したり、科学の甲子園ジュニアへ参加したりする等、幼少期から中学生まで、幅広く児童・生徒が受講できるように計画しているところでございます。

今後、これらに事業を、より効果のある充実した取組とするためには、大学や研究機関、市内の企業

答弁内容（令和2年第1回定例会）

はもとより、市外の企業も含めて連携を取る必要があると考えております。

教育委員会といたしましては、「広く社会で活躍でき、主体性と創造性を持つ人づくり」の鍵を握る事業だと捉え、取り組んでまいります。

答弁内容（令和2年第1回定例会）

■質問者 田坂議員 ■担当 財務部・学校教育部・生涯学習部・
子ども未来部・生活環境部

■質問事項 1 新年度予算について
(3) 公共施設の有効活用について

■質問要旨

公共施設の有効活用による収入増化策について、神奈川県秦野市では、市役所駐車場をコンビニに貸し出したことにより、市民サービスの向上のほか、その賃料により歳入増加に繋がっている。本市においては、例えば、中央図書館の屋外スペースをカフェとして民間に貸し出すことも考えられると思うが、公共施設の有効活用について、市の見解を伺う。

また、学校の音楽室や図書室を一般に開放することや、空き教室をいきいき子どもクラブや住民自治協議会の拠点として活用することなど、学校施設の積極的な開放により市民サービスの向上を図ることができると考えているが、市の見解を伺う。

さらに、このような活用ができるよう、学校の統合・更新・大規模改修時には、検討すべきであると考えているが、市の見解を伺う。

●答弁

学校施設の活用についてでございます。

まず、現在の活用状況でございますが、グラウンド及び屋内運動場をスポーツ開放しており、また、夏祭りや消防団活動など様々な地域行事、社会活動におきましても、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、利用して頂いております。

このほか、空き教室や学校敷地内を活用して、いきいき子どもクラブを運営している学校は現時点で26校あり、これから事業を進めてまいります志和小中学校一体型施設や、福富小中学校一体型施設においては、校舎の増改築に併せて、整備することとしております。

さらに、校舎などの一部を住民自治協議会の活動の場として利用されている学校も2校ございます。

このように、学校運営に支障のない範囲で、学校施設を活用していただいておりますが、活用に当たっては、施設の構造や学校運営、また、安全対策や個人情報の確保の問題など、諸々の課題もあると考えております。

学校施設の有効活用につきましては、こうした課題を整理するとともに、地域における様々な個別事情にも配慮した上で、住民自治協議会や地域交流の拠点を設けるなどの新たな方向性についても、大規模改修工事の機会にかかわらず、積極的に検討してまいりたいと考えております。

また、学校プールと民間プールの共用利用についてでございますが、現在は、学習指導要領等に基づき年間10時間程度プール授業を行っていることや、移動時間の制約などから、市内の全ての小学校にプールを整備しております。

しかしながら、年間の維持管理費や、老朽化による改修費、清掃や消毒といった教員の負担等を考えますと、今後、改修の必要性が生じた際には、市営プール等の利用も検討してまいりたいと考えております。

答弁内容（令和2年第1回定例会）

■質問者 谷議員 ■担当 こども未来部・学校教育部

■質問事項

1 次期東広島市総合計画について

（2）未来の投資を次の世代に回すことについて

ア 住民要望の多い子どもの医療費、給食費の無償化を求めることについて

■質問要旨

乳幼児等医療費支給制度の対象児童について、本市では現在、入院に係る医療費の助成は中学3年生まで、通院に係る医療費の助成は小学3年生までとしている。子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子どもが医療を受けられるようにするため、通院に係る助成も中学3年生まで対象を拡大すべきと考えるが、市の考えを伺う。

また、保護者の経済的負担が大きい給食費についても、保育所や幼稚園の入所から義務教育修了までの間、所得にかかわらず無償化することで、安心して子育てができると考えるが、市の考えを伺う。

●答弁

乳幼児等医療費支給制度は、子育て世帯の経済的負担の軽減や、移住、定住を検討する際に比較する一つの要素となります。本市の子育て施策では、「安心して子育てができる環境づくり」に繋がる施策を優先的に進めることが重要であると考え、相談機能の充実や保育の受け皿確保などに取組んでいるところです。

ご指摘のとおり、子どもの医療費負担軽減は、子育て世帯の経済的負担軽減になることも認識しております。

しかしながら、「安心して子育てできる環境づくり」に係る施策は、次世代に安定、継続して提供することが望ましいため、限られた財源の中で、本市の財源見通しを勘案しながら、子育て支援施策の優先順位も加味しつつ検討して参ります。

次に給食費の無償化についてですが、令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化では、これまで保育料の一部に含まれていた副食費は、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることから、幼稚園も含め、無償化の対象外となっております。低所得者等への対策としては、年収360万円未満相当世帯の児童と、所得に関わらず第3子以降の児童を対象として、副食費は免除等されることとされており、市独自の負担軽減は実施せず、国の基準に沿った運用を行っているところです。

また、義務教育における給食費の無償化でございますが、学校給食法等の規定では、学校給食に要する経費のうち、食材費については、保護者の負担とされています。これに従い、本市におきましては、保護者に給食費を負担していただいております。こうしたなか、経済的理由から負担を困難とする保護者に対しましては、就学援助制度により給食費を全額補助しており、今後も、制度の周知に努めてまいります。

答弁内容（令和2年第1回定例会）

■質問者

谷議員

■担当

学校教育部

■質問事項

1 次期東広島市総合計画について

（2） 未来の投資を次の世代に回すことについて

イ 小中一貫教育を推進すると子どもの集約化につながる。今まで通り、小学校・中学校別々に子どもひとりひとりに手厚い教育が受けられるよう、教員の非正規雇用から正規雇用化を求めることについて、市の見解を伺う。

■質問要旨

小中一貫教育の推進として学校施設の整備に取り組んでいるが、子どもが適切な教育を受けられるよう、まずは、教員の確保にしっかり取り組む必要がある。非正規雇用の教員の中には能力のある優れた方もいる。そうした方に積極的に正規雇用することが、一定水準の教育の確保につながるものとする。教員の採用・配置は県教育委員会の所管であるが、そうしたことをしっかり県教委に働きかけてほしい。市の見解を伺う。

●答弁

本市といたしましては、昨年度、教員を必要数確保できなかったという状況が生じ、教員不足の中、小学校では、本来、理科や音楽などの教科において専門的な指導を行う専科の教員を学級担任としたり、中学校では、非常勤講師を措置したりするなどして、必要な授業時数を確保してまいりました。

こうしたことから、広島県都市教育長会を通して、県教育委員会に、安定的な教員採用数の確保などについて要望しているところであり、市長からも、適正な教員採用及び配置を要望するなどした結果、今年度当初においては、市内小中学校において必要数の教員を確保することができたものでございます。

今後も引き続き、県教育委員会に対して、中長期的な視野で適正な教員採用及び配置を行うことを強く要望してまいりたいと考えております。

答弁内容（令和2年第1回定例会）

- 質問者 谷議員 ■担当 学校教育部
■質問事項 2 ジェンダー平等の社会について
(1) 多様な性への東広島市の対応が出来ているのか
イ 多目的トイレの現状と課題について

■質問要旨

寄せられている相談に対応できていないのではないかと思います。LGBTの方々への配慮ができた政策となっているのか。

性的少数者の人も含め、誰でも心置きなくトイレを利用できるよう、公共施設に多目的トイレを設置することが必要と考える。特に、学校施設は、性的教育・人権教育の面からも、設置の必要性が高いと思われる。市立小・中学校における多目的トイレ設置の現状と今後の方向性について伺う。

●答弁

学校施設における多目的トイレの設置状況でございますが、大多数の小中学校において、校舎及び屋内運動場に多目的トイレを設置しており、設置数で申し上げますと、校舎内に86箇所、屋内運動場に39箇所の多目的トイレがございます。単純に学校数で割りますと、1校当たり約2.6箇所の設置数となります。

最近の校舎建設における多目的トイレの整備方針といたしましては、平成28年に施行されました「障害者差別解消法」に基づき、障害のある児童・生徒への合理的配慮として、各フロアに、男女のトイレに併設して多目的トイレを設置することとしております。

今後も、新たに増築する場合はもちろん、スペースが確保出来れば、大規模改造等の機会をとらえて、だれもが気兼ねなく様々な目的で利用できる“多目的トイレ”の整備も進めてまいりたいと考えております。

答弁内容（令和2年第1回定例会）

- 質問者 谷議員 ■担当 学校教育部・こども未来部
■質問事項 2 ジェンダー平等の社会について
(2) 性と生殖の健康と権利について
ウ 学業途上の妊娠への対応について

■質問要旨

未成年の女性が望まない妊娠を防ぐために、性について正しく理解し、女性の性を尊重できる教育が必要と考える。特に、思春期における教育は重要であり、この時期の知識が将来にも大いに活かされるのではないかと思う。小・中学校での性教育に関する具体的な取組について伺う。

また、仮に中学校や高等学校の女子生徒が妊娠した場合、その生徒が学業を断念することのないよう、精神的なケアや復帰に向けた支援など、行政としても環境や仕組みの整備が必要と考えるが、市の考えを伺う。

●答弁

まず、「学業途上の妊娠への対応について」について、小・中学校での性教育に関する具体的な取組についてでございます。

各小中学校において、体育科、保健体育科などの関連する教科、特別活動等において、心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防などに関する知識を確実に身に付けること、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することなどを重視しながら、「性に関する指導」を行っております。

具体的な指導内容としましては、小学校においては、体の発育・発達についてその一般的な現象や思春期の体の変化について理解できるようにすること、中学校においては、身体的には生殖に関わる機能が成熟し、妊娠が可能になることを理解できるようにすることを扱います。特に中学校期においては、身体的な成熟に伴う性的な発達に対応し、異性への関心が高まることから、性情報への対処や異性を尊重することなど、性に関する適切な態度や行動の選択が必要になることを理解できるようにすることも重要な内容として位置づけられております。

なお、性に関する指導に当たりましては、個人差が大きいことから、児童・生徒の発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮しながら取組を推進しているところでございます。

また、仮に生徒が妊娠した場合についてでございますが、通院や体調不良に伴う欠席による学業の遅れとともに、家族や友人との関係など精神的な不安が想定されることから、その健康管理とともに精神的なケアが大切になってまいります。

そのため、学校は、福祉部局との連携の中で、母体の保護を最優先としつつ、様々な悩みや不安について、保護者連携と家庭訪問などの相談支援を継続的・定期的に行っていくこととしております。

その過程においてはクリアすべき課題も個々の状況によってさまざま想定されますが、最終的には、保護者と本人の意思を基本としつつ、出産後も含め保健師や専門相談員が相談に応じるとともに、学校においては補充学習やカウンセリングなどの総合的な進路指導を行うことで、生徒本人の学業の継続を支援していく必要があるものと認識しております。